

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○医療法施行細則の一部を改正する規則.....（医務薬務課）	27
○北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則.....（漁業管理課）	29
告 示	
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	30
○土地改良法による道営換地計画の決定.....（農業施設管理課）	30
○土地改良法による道営換地計画の変更決定.....（農業施設管理課）	30
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	30
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	31
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	31
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	31
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	31
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	31
○森林法による通知に代える公示（2件）.....（治山課）	32
○道路の供用の開始.....（道路課）	32
○河川予定地の指定.....（河川課）	32
○河川予定地の指定の一部改正.....（河川課）	33
支庁告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	33
道労働委員会告示	
○北海道労働委員会あっせん員候補者.....	34
道警察本部告示	
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正.....	36
規 則	
医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成18年12月19日 北海道知事 高 橋 はるみ	

北海道規則第157号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和46年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。

第2条の2の見出し中「療養病床」を「病床」に改める。

第4条の2の見出し中「療養病床」を「病床」に改め、同条中「療養病床の」を削り、「診療所療養病床設置変更許可申請書」を「診療所病床設置変更許可申請書」に改める。

第4条の2の次に次の1条を加える。

（診療所の病床設置の届出）

第4条の3 政令第3条の2の規定による診療所の病床設置の届出は、別記第3号様式の3の診療所病床設置届によってしなければならない。

第7条の2（見出しを含む。）中「療養病床」を「病床」に改める。

第37条第3号中「療養病床の設置又は療養病床の病床数等」を「病床の設置又は病床数、病床の種別等」に改め、同条中第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。

（19）政令第3条の2の規定による診療所の病床設置の届出に関すること。

別記第1号様式の2中「診療所療養病床設置許可申請書」を「診療所病床設置許可申請書」に、「療養病床の」を「病床の」に改め、同様式4の事項中「うち療養病床 床」を「一般病床 床、療養病床 床」に改め、同様式5の事項中「人」の次に「（一般病床 人、療養病床 人）」を加え、同様式6(5)の事項を同様式6(6)の事項とし、同様式6(4)の事項の次に次の1事項を加える。

（5）一般病床に係る各病室の病床数

病室の番号	病床数	床面積	1床当たりの床面積	隣接する廊下の幅	備考

別記第1号様式の2の備考の事項を同備考2の事項とし、同備考に1の事項として次の1事項を加える。

1 療養病床を設置しない診療所は、構造設備の概要の機能訓練室、食堂、浴室及び談話室の欄については、記入を要しない。

別記第3号様式の2中「診療所療養病床設置変更許可申請書」を「診療所病床設置変更許可申請書」に、「療養病床設置許可事項」を「病床設置許可事項」に、

「療養病床設置許可年月日」を「病床設置許可年月日」に改める。

別記第3号様式の2の次に次の1様式を加える。

別記第3号様式の3（第4条の3関係）

診療所病床設置届

年 月 日

保健所長 様

住 所 （法人であるときは、主
たる事務所の所在地）

開設者

氏 名 （法人であるときは、名
称及び代表者氏名）^①

医療法施行令第3条の2の規定により、次のとおり病床を設置したので、届け出ます。
記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 診療科目
- 4 病床数
- 5 従業員の定員

床（一般病床 床、療養病床 床）

職 種	定 員	うち療養病床に係る定員
医 師	人	人
看 護 師		
准 看 護 師		
看 護 補 助 者		
そ の 他		
計		

1日平均入院患者の数 人（一般病床 人、療養病床 人）

6 構造設備の概要

(1) 機 能 訓 練 室

室 名	床面積(㎡)	主 要 構 造	設 備 概 要

(2) 食 堂

室 名	床面積(㎡)	主 要 構 造	設 備 概 要

(3) 浴 室

室 名	床面積(㎡)	主 要 構 造	設 備 概 要

(4) 談 話 室

室 名	専用・共用の別	床面積(㎡)	主 要 構 造	設 備 概 要
	専 用			
	共 用	室と共用		

(5) 一般病床に係る各病室の病床数

病室の番号	病 床 数	床 面 積	1床当たりの 床 面 積	隣接する廊下の幅	備 考

--	--	--	--	--	--

(6) 療養病床に係る各病室の病床数

病室の番号	病 床 数	床 面 積	1床当たりの 床 面 積	隣接する廊下の幅	備 考

--	--	--	--	--	--

7 平 面 図 別添No. のとおり

備考

- 1 療養病床を設置しない診療所は、構造設備の概要の機能訓練室、食堂、浴室及び談話室の欄については、記入を要しない。
- 2 添付する平面図は縮尺200分の1以上のものとし、各室の用途（病室にあっては、病床種別及び病床数）を明示すること。
- 別記第4号様式中「第6条」の次に「、第7条の2」を加える。

「

別記第6号様式13(1)の事項の表中	歯科感染症	を
--------------------	-------	---

」

「

療養	に改める。
----	-------

」

別記第20号様式別紙その5中

エックス線CT装置の使用		有(吸収補正用・画像の重ね合わせ・単独撮影)・無	
診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の使用		有(核種・数量：)・無	
照射装置又は照射器具を使用する場合の防護措置	放射線診療従事者の防護措置(放射線防護用具等)	☐ 防護ついたて(mmPb) ☐ 防護スクリーン(mmPb) ☐ その他()	
	線源の紛失や放置を確認するための放射線測定器	測定器名及び台数：	
	使用簿及び保管簿の作成	有	・ 無
	放射線管理体制を示す組織図	有	・ 無
	放射線管理責任者の選任	有	・ 無

陽 電 子 - C T 複 合 装 置 の 使 用		有(吸収補正用・画像の重ね合わせ・単独撮影)・無
診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の使用		有(核種・数量：)・無
	放射線診療従事者の防護措置(放射線防護用具等)	☐ 防護ついたて(mmPb) ☐ 防護スクリーン(mmPb) ☐ その他()

照射装置又は照射器具を使用する場合の防護措置	線源の紛失や放置を確認するための放射線測定器	測定器名及び台数：
	使用簿及び保管簿の作成	有・無
	放射線管理体制を示す組織図	有・無
	放射線管理責任者の選任	有・無
診療用放射性同位元素の使用	有(使用場所：)	・無
陽電子-SPECT複合装置の使用	有・無	診療用放射性同位元素を投与された患者の防護措置()

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。ただし、別記第20号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の医療法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の医療法施行細則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第158号

北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則

北海道海面漁業調整規則(昭和39年北海道規則第132号)の一部を次のように改正する。

別表第3 渡島の部茂辺地川の項中「上磯郡上磯町字矢不來77番の1地先」を「北斗市矢不來77番の1地先」に、「上磯郡上磯町字茂辺地1丁目713番の1地先」を「北斗市茂辺地1丁目713番の1地先」に改め、同部戸切地川の項中「上磯郡上磯町東浜2丁目161番の7地先」を「北斗市東浜2丁目161番の7地先」に、「上磯郡上磯町飯生2丁目504番地先」を「北斗市飯生2丁目504番地先」に改め、同表胆振の部鶴川の項中「勇払郡鶴川町字汐見4番の1地先」を「勇払郡むかわ町汐見4番1地先」に、「勇払郡鶴川町字光町183番地先」を「勇払郡むかわ町光町183番地先」に改め、同表日高の部沙流川の項中「沙流郡門別町字富浜富浜漁港」を「沙流郡日高町字富浜富浜漁港」に、「沙流郡門別町字富川町69番の100地先」を「沙流郡日高町富川西12丁目69番100地先」に改め、同部静内川の項中「静内郡静内町入船町62番の1地先」を「日高郡新ひだか町静内入船町62番の1地先」に、「静内郡静内町海岸町1丁目16番地先」を「日高郡新ひだか町静内海岸町1丁目16番地先」に改め、同

部三石川の項中「三石郡三石町字東蓬萊 6 番の 1 地先」を「日高郡新ひだか町三石東蓬萊 6 番の 1 地先」に、「三石郡三石町字本町125番の 1 地先」を「日高郡新ひだか町三石本町125 番の 1 地先」に改め、同表網走の部常呂川の項中「常呂郡常呂町字常呂608番地先」を「北見市常呂町字常呂608番地先」に、「常呂郡常呂町字常呂701番の21地先」を「北見市常呂町字常呂701番21地先」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告**示****北海道告示第978号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成18年12月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第 6 項において準用する同法第87条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
西多寄第 1	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、暗きょ）	北海道上川支庁
西多寄第 3	同	同

北海道告示第979号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、新十津川町南大和地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成18年12月19日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第 4 項において準用する同法第87条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第 7 項の規定による決定に不服

がある者は、同法第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第980号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 5 項の規定により、鷹栖町鷹栖東地区の換地計画の変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成18年12月19日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第 4 項において準用する同法第87条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第981号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成18年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 苫前郡羽幌町大字焼尻字緑岡36の 1 ・ 66（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 風害の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌支庁産業振興部林務課及び羽幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第982号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成18年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 天塩郡遠別町字旭252、274から276まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び遠別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第983号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成18年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 十勝郡浦幌町字トイトッキ69の1(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 用排水路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第984号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年

法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成18年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 広尾郡広尾町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第985号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成18年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 白老郡白老町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

白老町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁産業振興部林務課及び白老町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第986号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成18年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宗谷郡猿払村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
猿払村（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び猿払村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第987号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容をせたな町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成18年北海道告示第958号のとおりである。

平成18年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

久遠郡せたな町瀬棚区元浦153所在の森林について所有権を有する 笹 森 時次郎

北海道告示第988号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町役場の掲示場に掲示した。

平成18年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 所在が不明な者

寿都郡寿都町字歌葉町有戸199所在の森林について所有権を有する

工 藤 彰 子、鈴 木 愛 子、富 樫 富 雄

寿都郡寿都町字歌葉町有戸399所在の森林について所有権を有する 佐 藤 公 一

寿都郡寿都町矢追町171の3、502所在の森林について所有権を有する

吉 田 健 一

寿都郡寿都町字矢追町556の6所在の森林について所有権を有する

南 波 喜一郎、白 田 清子、南 波 孝世

寿都郡寿都町字矢追町560の2所在の森林について所有権を有する 脇 坂 ス キ

(2) 通知の要旨

平成18年農林水産省告示第1666号

(3) 掲示場所

寿都町役場

2(1) 所在が不明な者

磯谷郡蘭越町港町2263所在の森林について所有権を有する

村 山 要 助、梅 沢 友 吉、中 島 正 男

(2) 通知の要旨

平成18年農林水産省告示第1666号

(3) 掲示場所

蘭越町役場

3(1) 所在が不明な者

雨竜郡雨竜町字恵岱別995所在の森林について所有権を有する 伊 藤 勸次郎

(2) 通知の要旨

平成18年農林水産省告示第1666号

(3) 掲示場所

雨竜町役場

北海道告示第989号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 幕別帯広芽室線	帯広市東9条南22丁目1番10地先（河川敷地）から 帯広市東7条南23丁目7番3地先（河川敷地）まで	平成18.12.20

北海道告示第990号

河川法（昭和39年法律第167号）第56条第1項の規定により、次の土地を河川予定地とし

て指定する。

平成18年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

次の表に掲げる一級河川の位置に係る当該右欄の図面の緑色で着色した区域内の土地（河川区域内の土地を除く。）

（図面は省略し、その図面を北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。）

河 川 名	位 置	図 面
小 松 の 沢 川	石狩郡当別町字青山	第 1 号図
和 泉 の 沢 川	石狩郡当別町字青山	第 1 号図
ト ッ プ 沢 川	石狩郡当別町字青山	第 1 号図
支トップ沢川	石狩郡当別町字青山	第 1 号図
沼 ノ 沢 川	石狩郡当別町字青山	第 1 号図
支沼ノ沢川	石狩郡当別町字青山	第 1 号図
長谷川の沢川	石狩郡当別町字青山奥	第 1 号図
金 の 沢 川	石狩郡当別町字青山奥	第 1 号図

北海道告示第991号

昭和56年北海道告示第650号（河川予定地の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

表の1一級河川当別川の項位置の欄中「字大川上通、樺戸通、東小川通、対雁通、金沢及び西小川通」を「栄町、樺戸町、幸町、元町、字青山及び字青山奥」に改め、同項図面の欄中「及び第3号図の2」を「、第3号図の2及び第4号図」に改める。

支 庁 告 示

北海道網走支庁告示第32号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年12月19日

北海道網走支庁長 猪 俣 茂 樹

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア リール式散水施設（L＝270m以上、レインガン型） 9台

イ リール式散水施設（L＝300m以上、レインガン型） 2台

ウ 送水ホース 28本

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成19年3月28日

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次にいずれにも該当すること。

(1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の購入等の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成18年12月19日から平成19年1月19日までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日及び12月29日から1月3日の間を除く。）

イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093－8585 網走市北7条西3丁目
北海道網走支庁地域振興部総務課

(2) 審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道網走支庁地域振興部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎4階1号会議室

(2) 入 札 日 時 平成19年1月29日（月）午後2時（送付による場合は平成19年1月26日（金）までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道網走支庁地域振興部総務課
(2) 所 在 地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
電話番号 0152-41-0608

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

- a . Reel Irrigator (L=270m, lane cancer type) 9
b . Reel Irrigator (L=300m, lane cancer type) 2
c . Connecting Water supply hose 28

B . Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., January 29, 2007
(mailed bids must arrive no later than January 26, 2007)

C . Contact :

Accounting Division, General Affairs Department, Abashiri Subprefectural Office,
Hokkaido Government, Nishi 3-chome, Kita 7-jo, Abashiri, Hokkaido.
Post code 093-8585, Japan
Phone : 0152-41-0608

道 労 働 委 員 会 告 示

北海道労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条の規定により、北海道労働委員会あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成18年12月19日

北海道労働委員会会長 曾 根 理 之

氏 名	現 職	経 歴	委 嘱 年 月 日
そ ね まさゆき 曾 根 理 之	北海道労働委員会第37期会長 弁 護 士	北海道労働委員会第29～34期公益委員、第35期会長代理、第36期会長	平成18.12. 1
どうこうてつなり 道 幸 哲 也	北海道労働委員会第37期会長代理 北海道大学大学院法学研究科教授	北海道大学法学部教授 北海道労働委員会第25～35期公益委員、第36期会長代理	同
はま だ やすゆき 濱 田 康 行	北海道労働委員会第37期公益委員 北海道大学大学院経済学研究科教授	北海道大学経済学部教授 北海道労働委員会第35～36期公益委員	同
なり た のり こ 成 田 教 子	北海道労働委員会第37期公益委員 弁 護 士	札幌弁護士会副会長 北海道労働委員会第36期公益委員	同
あさみず ただし 浅 水 正	北海道労働委員会第37期公益委員 弁 護 士		同
いしぐろまさ と 石 黒 匡 人	北海道労働委員会第37期公益委員 小樽商科大学商学部教授	小樽商科大学商学部助教授 北海道労働委員会第34～36期公益委員	同
の ぐちみき お 野 口 幹 夫	北海道労働委員会第37期公益委員 弁 護 士	北海道労働委員会第35～36期公益委員	同

といかわこういち 樋 川 恒 一	北海道労働委員会第37期公益委員 弁 護 士	北海道労働委員会第35～36期公益委員	平成18.12. 1
もとひさよういち 本 久 洋 一	北海道労働委員会第37期公益委員 小樽商科大学商学部助教授	早稲田大学法学部助手 北海道労働委員会第36期公益委員	同
おり と りう じ 折 戸 良 治	北海道労働委員会第37期労働者委員 北海道電力関連産業労働組合総連合特別執行委員	全北海道電力労働組合執行委員長 北海道労働委員会第34～36期労働者委員	同
た べ とおる 田 部 徹	北海道労働委員会第37期労働者委員 全日本自治団体労働組合北海道本部特別執行委員	北海道地方自治研究所常務理事 北海道労働委員会第36期労働者委員	同
さ とうこう じ 佐 藤 公 治	北海道労働委員会第37期労働者委員 日本私鉄労働組合総連合会北海道地方労働組合特別執行委員	日本私鉄労働組合総連合会北海道地方労働組合執行委員長 北海道労働委員会第35～36期労働者委員	同
むらかみ かおる 村 上 薫	北海道労働委員会第37期労働者委員 日本労働組合総連合会北海道連合会空知地域協議会特別執行委員	日本労働組合総連合会北海道連合会空知地域協議会事務局長 北海道労働委員会第35～36期労働者委員	同
あき た きみお 秋 田 喜美男	北海道労働委員会第37期労働者委員 全日本郵政労働組合北海道地方本部顧問	日本労働組合総連合会北海道連合会副会長 北海道労働委員会第32～36期労働者委員	同
いしやまかずあき 石 山 和 明	北海道労働委員会第37期労働者委員 太平工業室蘭労働組合相談役	太平工業室蘭労働組合組合長	同
もり すみ お 森 澄 男	北海道労働委員会第37期労働者委員 U I ゼンセン同盟北海道支部支部長	日本労働組合総連合会北海道連合会副会長 北海道労働委員会第36期労働者委員	同
はやし たけ し 林 武 司	北海道労働委員会第37期労働者委員 情報産業労働組合連合会北海道協議会副議長	情報産業労働組合連合会北海道協議会事務局次長	同
お ぐら かなこ 小 倉 佳南子	北海道労働委員会第37期労働者委員 丸井今井労働組合特別中央執行委員	丸井今井労働組合中央副執行委員長 北海道労働委員会第36期労働者委員	同
はしもとたかかず 橋 本 隆 一	北海道労働委員会第37期使用者委員 はしもと人事労政事務所代表	豊平製鋼株式会社常勤監査役 北海道労働委員会第34～36期使用者委員	同
さ とうまさひろ 佐 藤 正 紘	北海道労働委員会第37期使用者委員 株式会社北海道協同組合通信社取締役相談役	株式会社北海道協同組合通信社常務取締役	同
くりはらかつのり 栗 原 勝 憲	北海道労働委員会第37期使用者委員 北海道経営者協会専務理事	北海道経営者協会理事・事務局長 北海道労働委員会第34～36期使用者委員	同
しめ の かず お 示 野 一 雄	北海道労働委員会第37期使用者委員 株式会社ホクブ取締役顧問	株式会社ホクブ代表取締役社長 北海道労働委員会第29～32、35～36期使用者委員	同
の ざきたか お 野 崎 隆 夫	北海道労働委員会第37期使用者委員 函館商工会議所理事・事務局長	函館経営者協会事務局長	同
つ だ もりかず 津 田 守 一	北海道労働委員会第37期使用者委員 北旺運輸株式会社代表取締役社長	日本通運株式会社留萌支店長	同

はす い けい こ 蓮 井 慶 子	北海道労働委員会第37期使用者委員 キャリアステップ研究所所長	株式会社早稲田セミナー札幌校校長 北海道労働委員会第36期使用者委員	平成18.12. 1
か とうたかまさ 加 藤 高 正	北海道労働委員会第37期使用者委員 有限会社カトウヒューマンサポートオフィス代表取締役	加藤経営労務事務所代表	同
おかむらいちろう 岡 村 一 郎	北海道労働委員会第37期使用者委員 北海道電力株式会社人事労務部部長	北海道電力株式会社人事労務部次長 北海道労働委員会第36期使用者委員	同
もう り あき お 毛 利 明 雄	北海道労働委員会事務局長	北海道自治政策研修センター所長	同 18. 4.14
たかはしよしなお 高 橋 良 直	北海道労働委員会事務局総務審査課長	北海道労働委員会事務局審査課長	同 16. 4. 9
えんどう き よし 遠 藤 喜 由	北海道労働委員会事務局調整課長	北海道環境生活部参事	同 17. 4. 8

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第186号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成18年12月21日から施行する。

平成18年12月19日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

別表函館方面せたな警察署の項中

「

宮 野	同	宮野
	97番地 1	

」を「

宮 野	同	宮野
	128番地 2	

」に改める。